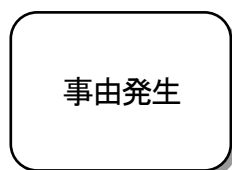


2022 年度「結婚祝金」実施要項

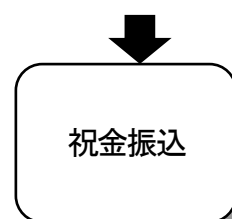
(1) ご利用方法



- ・本人が結婚（事実上婚姻関係・同性婚の場合を含む）した時。



- ・「結婚祝金」申請書に必要事項を記入し、弘済会大阪支部事務局へ郵送してください。
- ※所属する校園長の証明がない場合は、申請書と共に戸籍抄本（コピー可）1通及びパートナーシップ宣誓受領書を添付して弘済会大阪支部事務局へ郵送してください。



- ・ご指定の銀行口座に振り込みます。

(2) 申請資格

次のいずれかの保険にご加入（加入契約日以降効力発生）いただいていること。

- ・ユース教弘保険
- ・新教弘保険（A型・B型・S型・K型）
- ・教弘保険第4種（新第4種を含む）
- ・新教弘保険基本部分

※資格外の例 ・上記保険以外のみご加入の方。

(3) 申請期限

結婚日から原則として2年以内（事務局へ必着）に申請してください。
期限が過ぎた申請については受理できません。

(4) 祝金額

10,000円（ご夫婦とも申請資格者の会員である場合は各々に10,000円）

(5) 申請方法

弘済会大阪支部事務局へ郵送してください。

学校等の事務室や事務職員の方に預けたり提出したりしないでください。

[送付先] 〒542-0062 大阪市中央区上本町西5-3-5 上六Fビル11F

公益財団法人 日本教育公務員弘済会大阪支部

TEL 06-6768-0631

(担当：井上 裕江)

(6) その他

実施要項等は、年度ごとに変更される場合があります。最新の情報は、弘済会だよりまたはホームページ（<http://www.kyoukou.or.jp>）をご覧ください。